

# 最低賃金総合相談支援センター からのお知らせ

この事業は、平成 26 年度に引き続き、熊本県社会保険労務士会が厚生労働省熊本労働局より受託して行っている事業です。

厚生労働省では、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業に対する支援事業として「最低賃金の引上げに向けた専門家派遣・相談等支援事業」と、「労働者の労働能率アップに役立つ設備投資等を支援する事業（業務改善助成金申請支援）」を行っています。

## ■ 労務管理と経営の相談（毎週火曜日と木曜日、午前 9 時～午後 5 時）

事業主と労働者との紛争（解雇、賃金未払い、残業時間の管理、パワーハラスメントなど）の解決のために法律にもとづく公正な立場で両者からの相談、あるいは、企業経営（売上増加策や経費節減などの経営課題）についても事業主等からの相談をお受けします。

相談は熊本県社会保険労務士会事務所で毎週火曜日と木曜日に行っています。お電話や来所での相談、あるいは、事業所へ出向いて行う専門家派遣相談もあります。

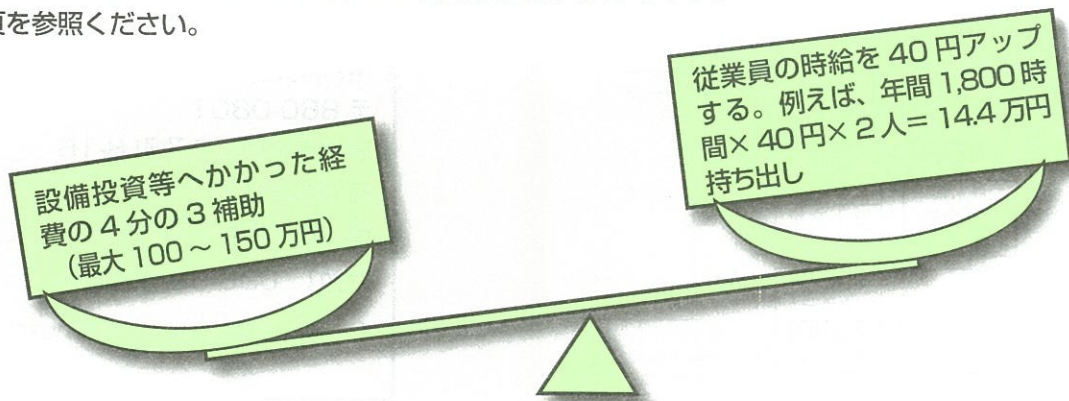
## ■ 業務改善助成金申請支援

事業場内の時給または時給換算額 800 円未満の労働者（在籍 6 月以上）の賃金を、40 円以上の引上げを行う一方で、労働能率の改善に役に立つ設備投資を行うと、その費用の 4 分の 3（企業全体で常時使用する労働者が 30 人超は 2 分の 1）、最大 100 万円から 150 万円（\*1）を補助する制度です。

皆様の事業所で設備投資の予定などがある場合には、この補助制度を活用できる可能性があります。

（\*1）補助金限度額は、引上げ額と引上げ対象労働者数で決まります。

次頁を参照ください。



労務管理・経営相談や業務改善助成金の申請支援などについての手数料等は一切発生しません。



## ■ 業務改善助成金支給限度額

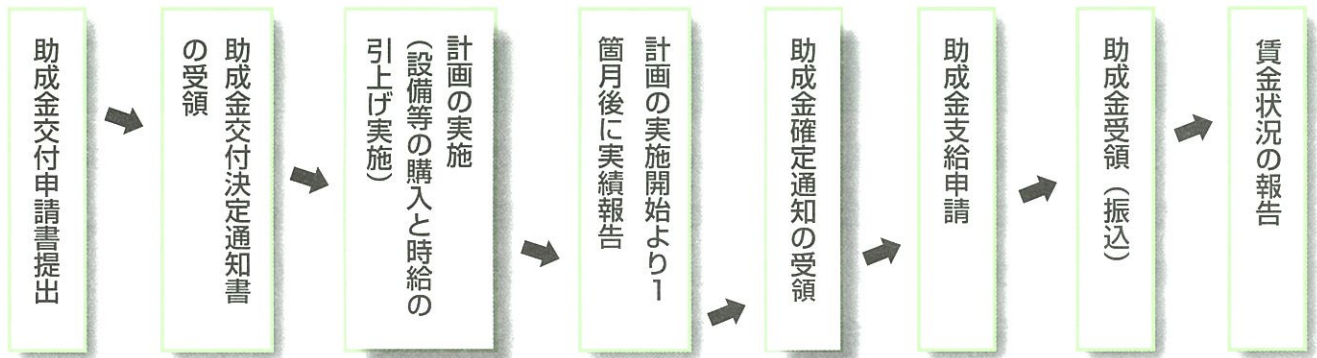
引上げ額	引上げ対象労働者数	限度額
40円以上	1人～	100万円
60円以上	10人～14人	130万円
	15人～19人	140万円
	20人～	150万円

## ■ 業務改善助成事例

- ・米の保管用倉庫の建築
- ・木材加工用直角二面かな盤の導入
- ・電子天秤一体型監査システムの導入
- ・自動車フレーム修正機の導入
- ・止血レーザー照射機の導入など

## ■ 業務改善助成金

### 申請手続きの流れ

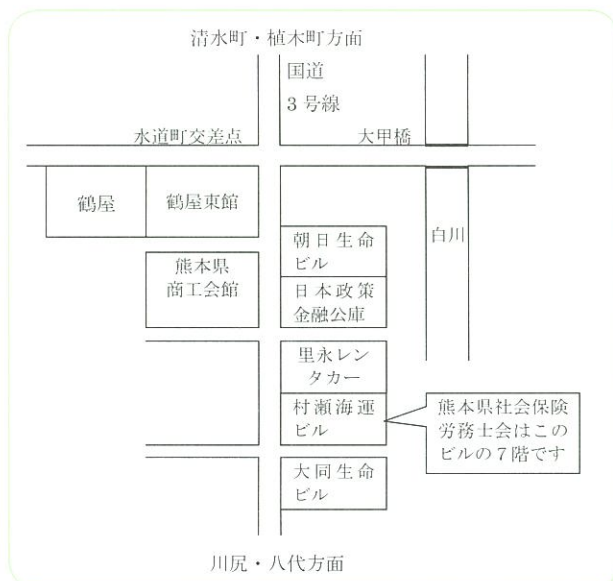


## ■ セミナー開催

平成 27年 11月 6日 (金) 午後 1時 30分から メルパルクにて

### 《 ハラスメント・・・その予防と対策 》

くまもと県民交流会館パレアにて、パワハラ、セクハラ、マタハラなどのハラスメント (harassment : 嫌がらせ、いじめ) についてのセミナーを予定しています。ハラスメントを予防するためには何をすればよいのか、起こった場合の対処の方策、従業員教育などやるべきことは何か。ハラスメントのない職場で従業員が明るく働くことが出来てこそ、従業員が定着し、業績・売上が増加します。 乞うご期待



## 熊本県社会保険労務士会

〒 860-0801

熊本市中央区安政町 8-16

村瀬海運ビル 7階

電話 096-324-1124

ファックス 096-324-1208

メー ル info@sr-kumamoto.or.jp